

池田町小型除雪機械購入費補助金交付要綱

令和4年6月14日

池田町要綱第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、除雪指定路線以外の生活道路又は通学路の交通及び町民生活の安全を確保するため、小型除雪機械を整備する個人又は自治会等（以下「購入者」という。）に対し、補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる購入者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 町道又は町長が必要と認める私道の除雪を行う者
- (2) 過去5年間に当該補助金の交付を受けていない者
- (3) 過去3年間に町税及びこれに準ずる納付金を滞納していない者（購入者が個人の場合に限る。）

(補助対象要件)

第3条 補助金は次の各号のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 新車の小型除雪機械（ゴムクローラ）であること。
- (2) 除雪幅が600mm以上で、かつ、乗用でないこと。
- (3) 購入後、5年以上購入者が所有すること。
- (4) 池田町入札参加資格者名簿登載業者から購入すること。
- (5) 町が指示する町道及び通学路等について協議の上、除雪すること。
- (6) 当該年度内に納品されること。ただし、出荷又は製造の遅れ等による場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第4条 前条の規定により町が行う補助金の額は、購入費の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）以内とし、その額が30万円を超えるときは30万円とする。

2 補助金の交付は、1購入者につき1台とする。

3 次条の規定による補助金交付の申請後、購入変更による購入費の増額があっても、補助金の増額はしない。

4 維持管理費及び運行に係る経費一切は、購入者の負担とする。

(交付の申請)

第5条 第3条の規定により補助金の交付を受けようとする購入者は、池田町小型除雪機械購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 除雪機械購入計画書（別記第2号様式）

(2) 除雪作業箇所図

(3) 収支予算書（購入者が自治会等の場合に限る。）

(4) 除雪機械購入見積書の写し

(5) 町税等納付金納付状況調査同意書（別記第3号様式。購入者が個人の場合に限る。）

2 町長は、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じ行う調査等により補助金交付の可否を決定し、小型除雪機械購入費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 購入者は、小型除雪機を購入後遅滞なく小型除雪機械購入実績報告書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類審査を行い、その内容について適切と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、購入者に小型除雪機械購入費補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交

付するものとする。

- 2 購入者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、小型除雪機械購入費補助金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（管理の義務）

第10条 補助金の交付を受けた購入者は、交付の日から5年間当該小型除雪機械を善良な管理者の注意をもって維持管理に当たらなければならない。

（決定通知の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、購入者又は既に補助金の交付を受けた者がこの要綱に違反したときは、その者に対する補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（帳簿及び書類の整備）

第12条 補助金の交付を受けた購入者は、補助金に係る事業の施行に関する経理を明らかにした帳簿及び書類を整理し、これを5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

池田町長 様

自治会等の名称

代表者 住所 池田町

氏 名

電話番号 — —

池田町小型除雪機械購入費補助金交付申請書

年度において小型除雪機械購入しますので、池田町小型除雪機械購入費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 円

添付書類

1. 除雪機械購入計画書（別記第2号様式）
2. 除雪作業箇所図
3. 収支予算書
4. 除雪機械購入見積書の写し
5. 町税等納付金納付状況調査同意書（別記第3号様式。購入者が個人の場合に限る。）

別記第2号様式（第5条関係）

除雪機械購入計画書

自治会等の名称

代表者 住所 池田町

氏 名

電話番号 — —

1 除雪機械

(1) 機種、銘柄、型式等

(2) 購入価格 円

2 購入予定年月日

年 月 日

3 参考となるカタログ等

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

池田町長 様

交付申請者 住 所
氏 名

町税等納付金納付状況調査同意書

池田町小型除雪機械購入費補助金交付申請にあたり、私に係る町税等納付金の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

※納付状況調査に同意する項目

- 1 町県民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税
- 5 介護保険料
- 6 学校給食費
- 7 保育料
- 8 上下水道料
- 9 町営住宅使用料
- 10 1 から 9 までのほか、必要と認める納付金

別記第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

自治会の名称

代表者 住所

氏名 様

池田町長

小型除雪機械購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小型除雪機械購入費補助金について、
池田町小型除雪機械購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり
決定したので同要綱第6条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 小型除雪機械購入金額 | 円 |
| 2 | 補助対象経費 | 円 |
| 3 | 補助金交付決定額 | 円 |

別記第5号様式（第7条関係）

年 月 日

池田町長 様

自治会等の名称

代表者 住所 池田町

氏 名

電話番号 — —

小型除雪機械購入費実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業
について、池田町小型除雪機械購入費補助金交付要綱第7条の規定により、
その実績を関係書類を添付して報告いたします。

記

添付書類

1. 購入小型除雪機械の写真
2. 小型除雪機械購入領収書の写し

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

自治会等の名称

代表者 住 所

氏 名 様

池田町長

小型除雪機械購入費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった小型除雪機械購入費補助金
について、池田町小型除雪機械購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により、
次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 小型除雪機械購入実績額 | 円 |
| 2 | 補助対象経費 | 円 |
| 3 | 小型除雪機械購入補助確定額 | 円 |

別記第7号様式(第9条関係)

年 月 日

池田町長

自治会等の名称

代表者 住所 池田町

氏 名

電話番号 — —

小型除雪機械費購入補助金交付請求書

一金. 円也

ただし、 年度 小型除雪機械購入費補助金

上記の金額を請求いたします。

<補助金振込先>

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	金融機関名を記入して該当 するものを○で囲む
支店名	支店 支所 営業所 出張所	支店名等を記入して該当す るものを○で囲む
口座種別	普通 当座	該当するものを○で囲む
口座名義		漢字で記入
口座名義(フリガナ)		カタカナで記入
口座番号		明確に記入